

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月4日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第7号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第10号中「、移動に用いる用具等の実証実験」を「の移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験」に改める。

別記様式第19号裏面を次のように改める。

(裏)

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない者は、安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 公安委員会の教習を終了している者は、その教習終了書の写し
- 5 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

(記載上の注意事項等)

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑩の前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

別記様式第19号の2裏面を次のように改める。

(裏)

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が1年に満たない者は、運転免許証の写し（運転経験3年以上の者に限る。）又は副安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

（記載上の注意事項等）

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、⑪の前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

別記様式第22号を次のように改める。

様式第22号 (第21条関係)

使用者 様 高知県公安委員会 印 解任命令書 道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の解任 を命じます。		第 年	月	号 日
解任を命ずる安全運転管理 者又は副安全運転管理者	氏名			
	生年月日	年	月	日生
解任の理由				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（道路の使用の許可）

第13条 法第77条第1項第4号の規定による署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

（1）～（9） 略

（10）道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

別記

様式第19号表面 略

裏面 別紙1のとお

様式第19号の2表面 略

裏面 別紙3のとお

様式第22号 別紙5のとお

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（道路の使用の許可）

第13条 法第77条第1項第4号の規定による署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。

（1）～（9） 略

（10）道路において、ロボット、移動に用いる用具等の実証実験をすること。

別記

様式第19号表面 略

裏面 別紙2のとお

様式第19号の2表面 略

裏面 別紙4のとお

様式第22号 別紙6のとお

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない者は、安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 公安委員会の教習を終了している者は、その教習終了書の写し
- 5 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

（記載上の注意事項等）

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑪の前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が2年に満たない者は、安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 公安委員会の教習を終了している者は、その教習終了書の写し

(記載上の注意事項等)

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、⑪の前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が1年に満たない者は、運転免許証の写し（運転経験3年以上の者に限る。）又は副安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）
- 4 解任及び届出事項の変更の場合は、上記添付資料は必要ありません。

（記載上の注意事項等）

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、⑩の前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

届出書に添付を要する書類

- 1 戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の写し
- 2 自動車の運転管理の実務経験が1年に満たない者は、運転免許証の写し（運転経験3年以上の者に限る。）又は副安全運転管理者資格認定書の写し
- 3 運転記録証明書（運転免許を受けている者に限る。）

（記載上の注意事項等）

- 1 届出書は2通を、添付書類は各1通を提出してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 4 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 選択記入を求めている欄で2以上の該当事項がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 6 解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、⑩の前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねてください。

使用者 様 高知県公安委員会 印 解任命令書 道路交通安全法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の解任 を命じます。		第 年	月	号 日
解任を命ずる安全運転管理者 又は副安全運転管理者	氏名			
	生年月日	年	月	日生
解任の理由				

第 年 月 日 号

使用者

様

高知県公安委員会 印

解 任 命 令 書

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の解任 を命じます。

解任を命ずる安全 運転管理者又は 副安全運転管理者	氏 名	
	生年月日	明・大・昭 年 月 日生

下記の道路交通法違反行為により、安全運転管理者等の要件を備えないこととなったため

記

- 解 任 の 理 由
 - 無免許運転の下命・容認 (道路交通法第75条第1項第1号)
 - 速度違反運転の下命・容認 (同 上 同 上 第2号)
 - 酒酔い・酒気帯び運転の下命・容認 (同 上 同 上 第3号)
 - 過労運転・麻薬等運転の下命・容認 (同 上 同 上 第4号)
 - 無資格運転の下命・容認 (同 上 同 上 第5号)
 - 過積載運転の下命・容認 (同 上 同 上 第6号)
 - 放置行為の下命・容認 (同 上 同 上 第7号)
 - 使用制限命令違反 (同 上 第75条第2項)
 - ひき逃げ死傷事故 (同 上 第117条)
 - 酒 酔 い 運 転 (同 上 第117条の2第1号)
 - 麻 薬 等 運 転 (同 上 第117条の2第3号)
 - 無 免 許 運 転 (同 上 第117条の2の2第1号)